

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

総社市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県総社市長

公表日

令和7年9月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	地方税法における軽自動車税関係事務	
②事務の概要	【賦課事務】 軽自動車税種別割は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を当該市町村内に有する所有者に対して課税を行う。 軽自動車等（軽自動車、原動機付自動車等）を購入または譲り受けるなどした場合や、廃棄や譲渡などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては運輸局各運輸支局へ申告が行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当該市町村に対して申告が行われる。 なお、身体障害者手帳等の交付を受けた場合などは減免申請書を当該市町村にて受け付け、必要に応じて減免を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①課税対象者情報の準備（地方税法第443条、第444条、第445条、総社市税条例第80条、第81条、第81条の2） ②納税義務者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。（地方税法第463条の19、総社市税条例第87条） ③納税義務者に対し、納税通知書（税額決定通知書）と納付書を送付する。（地方税法第463条の18） ④納税義務者から減免申請書を受領する。 （地方税法第463条の23、総社市税条例第89条、第90条、総社市税条例施行規則第8条の2） ⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。（地方税法第20条の11） ⑥納税義務者に対し、減免通知書を送付する。（総社市税条例施行規則第8条の4） 【徴収事務】 軽自動車税種別割の収納情報・滞納整理情報の管理、消込・滞納整理・過誤納付の処理、統計出力等を行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①軽自動車税種別割を徴収する。（地方税法第463条の18、総社市税条例第85条） ②収滞納状況及び滞納者実態調査の照会をする。（地方税法第20条の11） ③過誤納金を還付及び充当する。（地方税法第17条、17条の2） ④口座情報を管理、異動、照会する。 （地方税法第20条の11、地方自治法施行令第155条、総社市財務規則第31条） 【納税証明書交付事務】 軽自動車税種別割の納税証明書及び車検用納税証明書の交付を行う。	
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、住民記録システム、宛名・納付システム、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、住民票情報ファイル、宛名・納付情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項、および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項、並びに内閣府・総務省令第5号第16条	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	総務部税務課	
②所属長の役職名	課長	

6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総社市中央一丁目1番1号 総務部総務課 (TEL.0866-92-8218)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総社市中央一丁目1番1号 総務部税務課税政係 (TEL.0866-92-8238)、納税係 (TEL.0866-92-8239)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して人手を介在させる作業があるが、個人番号及び本人情報が記載された申請書及びデータの保管や廃棄については複数人で確認を行うようにしており、リスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

特定個人情報が含まれる書類の確認は複数人で確認することとしており、施錠ができるキャビネットに保管をするよう徹底している。保存年限を迎えた書類は廃棄する際に複数人で確認の上廃棄をしている。USBメモリを使用する際は事前に許可を得た媒体のみ使用可能というシステム上の制御をおこなっており、使用する際も暗号化・パスワードによる保護のルールを定めたうえで使用するよう徹底している。以上のことから対策は十分であると判断できる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月22日	「IVリスク対策」の追加	-	-	事後	様式変更による
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	軽自動車税	軽自動車税種別割	事後	法改正に伴う変更
令和1年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【賦課事務】 ①地方税法第442条の2、第443条、総社市税条例第80条、第80条の2 ②地方税法第447条 ③地方税法第446条 ④地方税法第454条 ⑥総社市税条例施行規則第8条の3 【徴収事務】 ①地方税法第446条	【賦課事務】 ①地方税法第443条、第444条、第445条、総社市税条例第80条、第81条、第81条の2 ②地方税法第463条の19 ③地方税法第463条の18 ④地方税法第463条の23 ⑥総社市税条例施行規則第8条の4 【徴収事務】 ①地方税法第463条の18	事後	法改正等に伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	法律の改正による
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年12月1日時点	令和3年8月1日時点	事後	最新情報に更新したことによる
令和7年8月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第一項第16項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法律の改正による

[illegible]